

京都市社会教育振興基金条例の一部を改正する条例（平成25年6月12日京都市条例第4号）（教育委員会事務局総務部総務課）

京都市社会教育振興基金について、次のとおり、条例の名称及び目的を変更するとともに規定を整備することとしました。

- 1 条例の名称を京都市教育振興基金条例に変更します。
- 2 基金の設置の目的を教育の振興に寄与する事業の実施に必要な財源に充てることに変更します。

この条例は、平成25年6月12日から施行することとしました。

京都市社会教育振興基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年6月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第4号

京都市社会教育振興基金条例の一部を改正する条例

京都市社会教育振興基金条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市教育振興基金条例

第1条中「社会教育の」を「教育の」に、「資金を積み立てる」を「財源に充てる」に、「京都市社会教育振興基金」を「京都市教育振興基金」に改める。

第5条中「生ずる」を「生じる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)